

△官憲の争議彈圧絶對反對  
△星野議團の團結斗争力

官憲資本家ブル新聞の  
逆宣傳のる及

二十日のブル新聞は、右に二段  
三級メキの見出し、星野新聞が固  
滿に解決したと、急転直下解決  
せんとかまうて、ホシ資本家並に  
身腹方のお燈灯と持った、こち  
らの爲長に對して、星野新聞の露骨  
を不した、会社側の態度を又ワカ  
リ、賞讃し、争議が妙妙にも固滿に  
解決したかの如き逆宣傳を乘か  
し、今や、官憲の元氣を勝たせうし

に全かゝる星野が、前にも述べた如きと、しつゝ、  
あつた先と完全に止めてしまつたのだ、然るに  
かくの如きブル新聞の逆宣傳に及対するは  
若くは、星野の示した争議團に非常不利な  
解決条件には絶對反對だ、官憲資本家ブル  
新聞の逆宣傳のる及

全国的に元氣益々熾烈

官憲資本家の逆宣傳にも不勝、ホシ資本家は今  
も完全の全ぶ、争議者階級の注目の的となつて  
ゐる、前報完全決支部より、長又のメキ、チキ  
ホへて、六川小りの斗争基金を送つて来た、其の  
又昨報亦、公金堂の慶祝金の席上、星野新聞  
によつて、五回の争議金があつた、當時、官憲  
の五十、一回の争議金、後を、星野新聞が、  
と水た



星野五

星野 書

星製茶株式会社對星野の労働争議、今回調停官ノ斡旋ニ依リ左記条件ヲ以テ  
固滿解決ニタルニ就テハ茲ニ、調停書三通ヲ作成シ、当事者雙方及調停者各一通ヲ  
保持スルモノトス

記

- 一、会社ヨリ日裏ニ解雇ヲ発表シタル従業員三百九十一名ハ向後會社トハ一切關係  
タルコト
- 二、会社ハ、今回ノ解雇者ニ對シ、解雇退職手當及見舞金トシテ既ニ送金シタル令ヲ合シ  
總額金參万七千円也ヲ支給スルコト  
但シ支給未了ノ金額ハ、来ル七月五日支給ヲ了スルコト
- 三、会社ハ、將來従業員採用スル場合ハ、今回ノ解雇者ニ對シ、優先權ヲ與フルコト  
但シ入選ハ、会社側ニ一任スルコト
- 四、退職手當ノ制定ニ關シテハ、労資双方協議考究、上制定スルコト
- 五、会社ハ、將來労働賃銀ノ分割拂差ニ延滞ヲ為サザルコト
- 六、会社ハ、解雇賃銀値下労働時内ノ延長等ハ行ハサルコト
- 七、会社ハ、工場閉鎖ヲ為サザルコト